

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

○ 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

○ 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]



○ 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

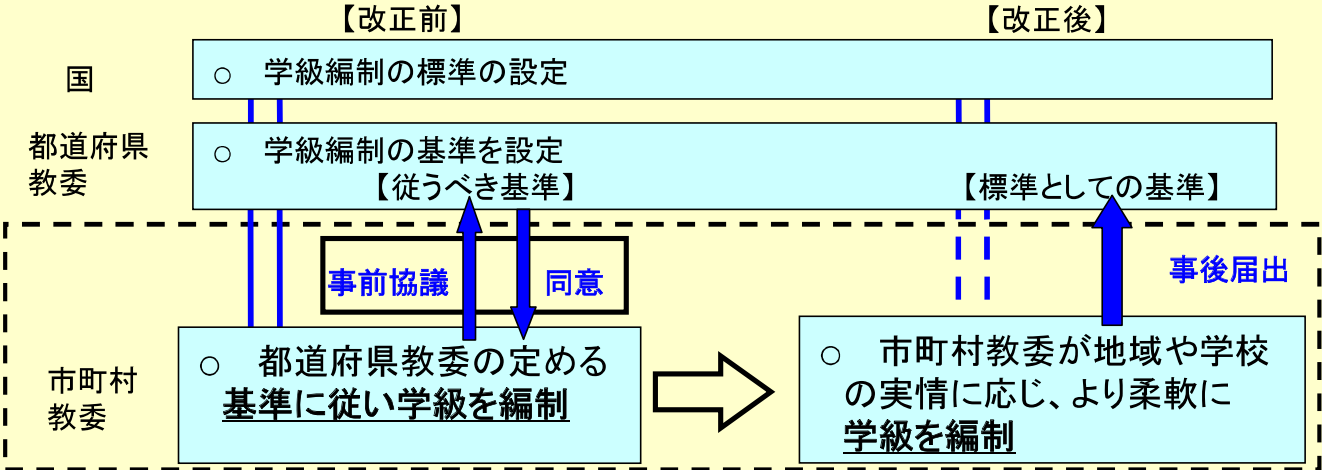
(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人			40人		

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - －都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - －市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 - －都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - －都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

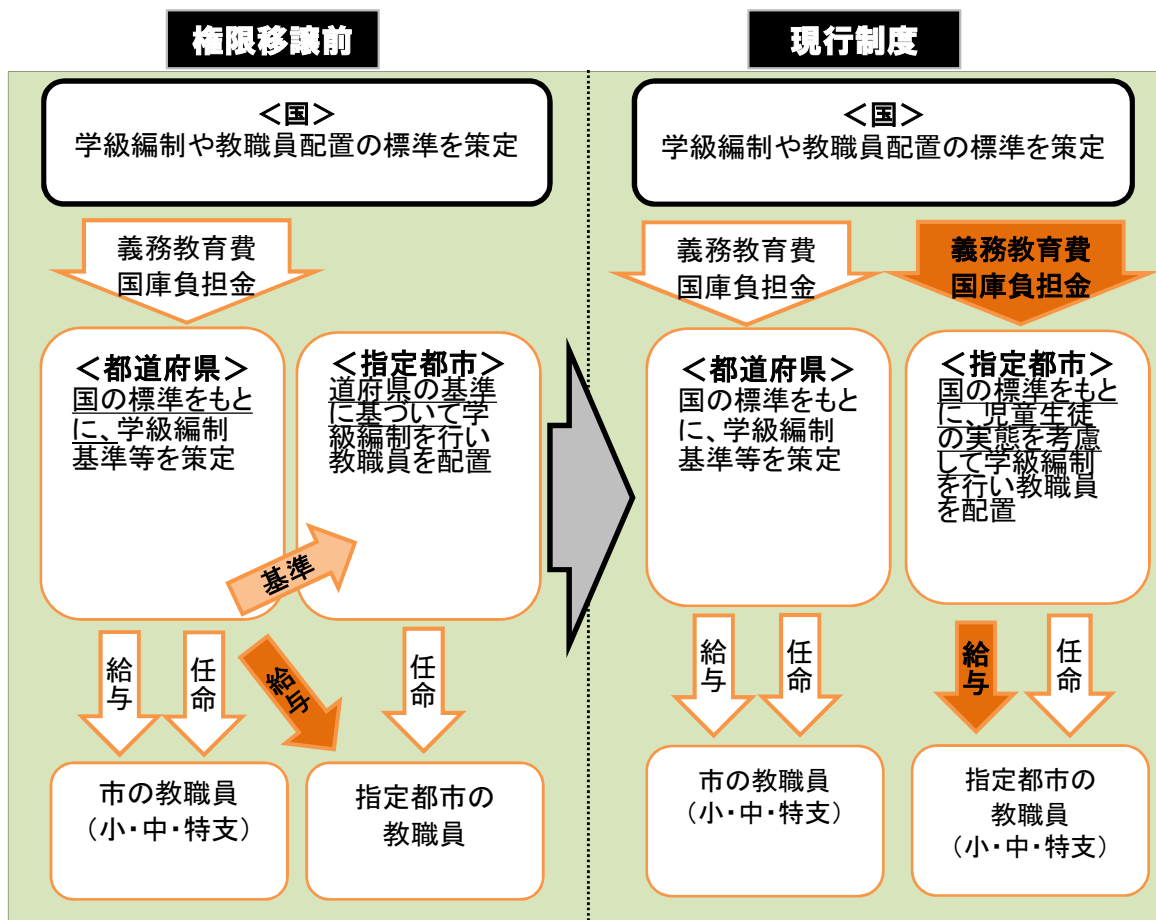
※ 国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
 ※ 都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員) ➔ 変更なし

県費負担教職員の給与負担等の移譲について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第4次一括法」の施行により、平成29年4月から、市立小中学校や特別支援学校の県費負担教職員の給与等の負担や定数の決定権限等の包括的な権限が道府県から指定都市に移譲されるとともに、個人住民税所得割の2%が指定都市に税源移譲された。

権限	道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	

● 権限移譲イメージ



国の学級編制弾力化についての神奈川県（川崎市）の実施内容

項目	内容	実施状況	実施状況
1	特例措置による学級編制基準の弾力化 (平成 13 年 4 月 1 日施行、「標準法」第 3 条 2 項ただし書き)	児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、 <u>都道府県教育委員会は 40 人を下回る学級編制基準を定めることができる。</u>	神奈川県は 未実施
2	弾力的解釈による学級編制基準の弾力化 (平成 15 年 4 月 1 日付け、文部科学省通知)	学級編制の標準については、一定の弾力性が認められ、 <u>各都道府県教育委員会の判断により、40 人を下回る基準を定めることが可能である。</u>	神奈川県は 未実施
3	市町村教育委員会の判断による学級編制の弾力化 (平成 15 年 4 月 1 日付け、文部科学省通知)	個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、 <u>市町村別の教職員定数の範囲内で、各市町村教育委員会の判断により、弾力的運用を行うことが可能である。(級外教諭等)</u> 但し、新たな県費負担は行わない。	神奈川県は 平成 16 年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
4	小学校 1 年生における学級編制の弾力化 (平成 15 年 11 月 21 日付け、文部科学省事務連絡)	小学校 1 年生において 35 人学級を実施する。ただし、 <u>新たな定数増を伴うものではなく、配置される少人数授業支援教員などを活用して、実施する。(県の研究指定校)</u>	神奈川県は 平成 16 年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
5	研究指定による学級編制弾力化を小学校 2 年生に拡大 (平成 15 年 11 月 21 日付け、文部科学省事務連絡)	小学校 1 年生に加え、小学校 2 年生についても 1 学年時に研究指定校として少人数学級編制を実施し、かつ標準学級数が 1 学年時の実学級数を下回る場合に実施可能とする。 但し定数については前年度と同様。	平成 17 年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
6	小学校 2 年生での実施対象を拡大 (平成 15 年 11 月 21 日付け、文部科学省事務連絡)	小学校 2 年生について、1 学年時に研究指定校ではなかった場合であっても、標準学級数が 1 学年時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様。	平成 18 年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
7	小学校 2 年生での実施対象をさらに拡大、また中学 1 年生でも実施 (平成 15 年 11 月 21 日付け、文部科学省事務連絡)	小学校 2 年生について、1 学級あたりの児童数が 35 人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また 35 人を超えない場合であっても、標準学級数が 1 年生時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 また、小学校 1・2 年生に加え、中学校 1 年生についても 1 学級あたりの生徒数が 35 人を超える場合は実施可能とする。 但し定数については、やはり同様に新たな定数増は行わない。	平成 19 年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
8	実施対象を小学校、中学校の全学年に拡大 (平成 15 年 11 月 21 日付け、文部科学省事務連絡)	小学校、中学校の全ての学年について、1 学級あたりの児童数が 35 人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また 35 人を超えない場合であっても、標準学級数が、前年度における実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様に新たな定数増は行わない。	平成 20 年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)

学級編制弾力の運用実施状況表(平成30年5月1日現在)

ア 学校種別弾力の運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	2		1	11	3
17年度	15	3		2	15	5
18年度	32	5		2	32	7
19年度	39	6	6	3	45	9
20年度	65		10		75	
21年度	66	6	12		78	6
22年度	64	4	18		82	4
23年度	63	6	16		79	6
24年度	73	1	10		83	1
25年度	70	3	6	1	76	4
26年度	80	2	8		88	2
27年度	77	1	7	2	84	3
28年度	81	1	6	1	87	2
29年度	86	3	7	2	93	5
30年度	72	3	9	2	81	5

イ 小学校学年別内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	1		1									11	2
17年度	13	1	4							1		1	17	3
18年度	23	1	13	1		2				1			36	5
19年度	31	1	12			4						1	43	6
20年度	42		15		6	4		3		5			75	
21年度	42	1	14		4	3		8	1	8	4		79	6
22年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4
23年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6
24年度			42		17	1	6		13		17		95	1
25年度			38		23	1	7		10		17	2	95	3
26年度			49		20	16	1	13		11	1		109	2
27年度			38		14	14	1	17		21			104	1
28年度			42		17	13		12		17	1		101	1
29年度			49		12	11	1	13	1	14	2		99	4
30年度			39		11	11	1	15	1	16	1		92	3

ウ 中学校学年別内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度						1		1
17年度						2		2
18年度		1		1				2
19年度	6			1		2	6	3
20年度	4		5		3		12	
21年度	3		6		3		12	
22年度	5		6		7		18	
23年度	2		7		8		17	
24年度	3		4		7		14	
25年度	4		2		2	1	8	1
26年度	3		4		3		10	
27年度		2	5		3		8	2
28年度	1	1			5		6	1
29年度	2	1	2	1	3		7	2
30年度	4	1	2		3	1	9	2

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

《義務教育費国庫負担金》 平成30年度予算額(案):1兆5,228億円(対前年度▲20億円)

・教職員定数の改善	+34億円(+1,595人)	・教職員の若返り等による給与減	▲94億円
・教職員定数の自然減等	▲96億円(▲4,456人)	・人事院勧告の反映による給与改定	+135億円

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数を1,595人改善。学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現

学校における働き方改革

計 +1,090人

複雑化・困難化する教育課題への対応

計 +505人(再掲除く)

加配定数 +1,210人

教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

- ◆ 小学校専科指導の充実 +1,000人
 - ・新学習指導要領における小学校外国語教育の授業時数増(小3~6:週1コマ相当)に対応し、質の高い英語教育を行うことのできる専科指導教員の確保
- ◆ 中学校生徒指導体制の強化 +50人
 - ・生徒指導専任の教員を充実し、授業準備等の充実を図る

学校総務・財務業務の軽減による学校の運営体制の強化

- ◆ 共同学校事務体制強化(事務職員) +40人

基礎定数 +385人

教育課題への対応のための基礎定数化関連 +385人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ◆ 障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実 +505人
- ◆ 外国人児童生徒等教育の充実 +58人
- ◆ 初任者研修体制の充実 +63人
- ※ 基礎定数化に伴う自然減等 ▲241人

- ◆ いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 +50人
(再掲)
- ◆ 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人
- ◆ 「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等) +20人
- ◆ 統合校・小規模校への支援 +50人

栄養教諭及び学校栄養職員について

■ 中学校給食について

- 平成 25 年 11 月 「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定
 平成 26 年 10 月 「川崎市立中学校完全給食実施方針」を策定
 (平成 27 年 1 月修正)
 平成 28 年 1 月 東橋中学校で完全給食の試行実施
 平成 29 年 1 月 自校調理場及び小中合築校方式で完全給食の実施
 9 月 川崎市南部学校給食センターで給食の提供開始
 12 月 川崎市中部学校給食センター及び
 川崎市北部学校給食センターで給食の提供開始

■ 定数について

義務標準法では、義務教育水準の維持向上のため、学級規模と教職員配置の適正化を図ることを目指して、学級編制と教職員定数の標準について必要な事項を定めている。

● 義務標準法の栄養教諭及び学校栄養職員定数

第 8 条の 2

学校給食 単独実施校	児童又は生徒の数が	550 人以上の学校数	×	1
		549 人以下の学校数	×	1/4
共同調理場	児童及び生徒の数が	1500 人以下	×	1
		1501 人～6000 人	×	2
		6001 人以上	×	3

第 13 条の 2

特別支援 学校	学校給食を実施する学校の数	×	1
------------	---------------	---	---

● 本市の栄養教諭及び学校栄養職員の配置状況（平成 30 年度）

	栄養教諭	学校栄養職員	計
小学校	18 人	60 人	78 人
中学校	3 人	1 人	4 人
特別支援学校		4 人	4 人
学校給食センター	6 人	5 人	11 人

平成30年6月15日
教育委員会事務局健康給食推進室

給食費の徴収業務について

1 学校給食費

学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）において、以下の内容が記載されている。

(1) 第四条（義務教育諸学校の設置者の任務）

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(2) 第十一条（経費の負担）

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

※学校給食法施行令 第二条（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

市（自治体）が負担する経費

市が負担する経費は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費、維持管理費、学校給食に従事する職員に要する人件費等であり、保護者が負担する経費は食材費（学校給食費）となっている。

2 本市における学校給食費の会計制度

学校給食費については、当時の文部省通達^{*}を根拠として、自治体の歳入とせず、私会計で処理している自治体が全国的に多く、本市においては私会計としている。

3 国の動向

(1) 学校現場における業務の適正化に向けて（平成28年6月13日）

【3-1-(2)-学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放する】

学校現場の負担軽減等の観点から、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。このため、地方自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置の促進、徴収・管理システムの整備など、学校を設置する地方自治体等が学校給食費の徴収・管理業務を行うために必要な環境整備を推進する必要がある。

⇒平成30年度に学校給食の会計業務に係るガイドラインの検討・策定が示される。

(2) 学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日）

【1-(2)-学校徴収金の徴収・管理】

学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収・管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。

4 政令指定都市・神奈川県内における公会計化の導入状況

(1) 政令指定都市

導入済（4市）：福岡市（H21）、横浜市（H24）、大阪市（H26）、千葉市（H30）

(2) 神奈川県内（市）

導入済（5市）：横浜市（H24）、海老名市（H24）、厚木市（H25）、藤沢市（H27）、横須賀市（H30）

^{*}<昭和32年12月18日>

○学校給食費は、教科書代と同様の性格を持つものと解される。したがって、この経費を徴収することは、義務教育無償の原則に反しない。

○校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、さしつかえない。

<昭和33年4月9日>

○1 学校給食法第6条2項の規定は、児童または生徒が学校給食を受ける場合のその保護者の負担の範囲を明らかにしたものであって、保護者に公法上の負担義務を課したものではない。

○2 法第6条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない。

○3 1および2に述べたとおり、学校給食費は、保護者に公法上の義務負担を課したのではなく、その性格は学校教育に必要な教科書代と同様なものであるため、学校給食費を地方公共団体の収入として取り扱う必要はないと解する。